

【所得段階別保険料率】

第1号被保険者の所得段階別保険料率の設定は以下のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税、又は、市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	0.50 [※]
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え120万円以下の方	0.625 [※]
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える方	0.75 [※]
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下で、課税者と同居の方	0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え、課税者と同居の方	1.00 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が300万円以上350万円未満の方	1.625
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上の方	1.75

※低所得者の保険料を軽減する仕組みにより、公費負担で保険料が軽減されます。

平成30年度の保険料率は、第1段階「0.5」を「0.45」、令和元年度及び令和2年度の保険料率は、第1段階「0.5」を「0.375」、第2段階「0.625」を「0.5625」、第3段階「0.75」を「0.725」とします。

【所得段階別保険料】

介護保険事業費や所得段階別被保険者数等に基づき、第7期（平成30年から平成32年度まで）における第1号被保険者の保険料基準額を、5,150円と設定します。

保険料基準額（月額）： 5,150円

各所得段階別の保険料は次のとおりです。

所得段階	第1号被保険者保険料 (月額)	第1号被保険者保険料 (年額)	保険料率
第1段階	2,575. ⁰⁰ 円 ^{※2}	30,900円 ^{※2}	0.50 ^{※1}
第2段階	3,218. ⁷⁵ 円 ^{※2}	38,620円 ^{※2}	0.625 ^{※1}
第3段階	3,862. ⁵⁰ 円 ^{※2}	46,350円 ^{※2}	0.75 ^{※1}
第4段階	4,635. ⁰⁰ 円	55,620円	0.90
第5段階	5,150. ⁰⁰ 円	61,800円	1.00 (基準額)
第6段階	6,180. ⁰⁰ 円	74,160円	1.20
第7段階	6,695. ⁰⁰ 円	80,340円	1.30
第8段階	7,725. ⁰⁰ 円	92,700円	1.50
第9段階	8,368. ⁷⁵ 円	100,420円	1.625
第10段階	9,012. ⁵⁰ 円	108,150円	1.75

※1 前ページの※参照

※2 ※1により平成30年度の保険料は、第1段階「月額2,575.00円、年額30,900円」を「月額2,317.50円、年額27,810円」、令和元年度及び令和2年度の保険料は、第1段階「月額2,575.00円、年額30,900円」を「月額1,931.25円、年額23,170円」、第2段階「月額3,218.75円、年額38,620円」を「月額2,896.88円、年額34,760円」、第3段階「月額3,862.50円、年額46,350円」を「月額3,733.75円、年額44,800円」とします。